

平成 28 年 6 月 28 日

北海道旅客鉄道株式会社

留萌線（留萌・増毛間）の廃止日繰上げの届出について

留萌線（留萌・増毛間）については、平成 28 年 4 月 28 日に国土交通大臣に鉄道事業廃止の届出を行いました。その後、同年 6 月 9 日に北海道運輸局による関係者への「公衆の利便の確保に関する意見の聴取」が行われ、同年 6 月 23 日に国土交通大臣から廃止の日を平成 28 年 12 月 5 日に繰り上げたとしても公衆の利便を阻害する恐れがないと認める旨の通知を受領しました。

そのため本日、鉄道事業法第 28 条の 2 第 5 項に基づき、国土交通大臣に留萌線（留萌・増毛間）の廃止日を平成 28 年 12 月 5 日に繰り上げる旨の届出を行いました。

沿線自治体の皆様には、廃止提案以降、真摯にご協議いただき、線区の状況や弊社の経営状況をご理解頂いた上でご決断を頂いたことに改めて御礼申し上げます。